

# 【頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業】



食のみやこ鳥取県では、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けながらも頑張る県内の飲食、宿泊、観光事業者等のみなさまを応援します。

## 1 支援対象者

県内の飲食、宿泊、観光事業者等、及びこれらに関わる事業者  
※県内に本社を置く事業者（個人事業者含む）等に限る。

## 2 支援内容

内容	対象経費
○新型コロナウイルス感染症対策として、事業や雇用を継続する取組や県産農林水産物を活用した取組等を支援します。 <b>【例えば】</b> ・テイクアウト、デリバリー、移動販売、配達請負いなどの業態導入 ・商品やメニュー、サービス等のPR ・経済回復後に向けたメニューやサービスの開発や研究 ・従業員研修実施（おもてなし、外国語研修等） ・感染対策のための店舗洗浄・改装 ・食のみやこ鳥取県推進サポーターとの連携など	パッケージ作成費、 PR資材作成費、 広告費、移動販売に要する経費、 商品開発経費、 従業員研修経費 等  左記の取組に要する経費

- (注) ①交付は1事業者1回とし、複数店舗ある場合は、運営する事業者への交付とします。  
②本支援事業と緊急応援補助金（経営危機克服型）を併用する場合は、両支援事業による支援額は上限50万円となります。  
③対象は、令和2年4月1日以降に支払った経費とし、すでに行われた取組にもご利用いただけます。

## 3 補助率及び補助金額

補助率：対象経費の10/10  
補助上限額：100千円/1事業者  
(ただし、県内に複数店舗を営業者については、店舗数に関わらず200千円を上限とする)  
※概算払いでお支払いします。

## 4 申請方法

申請は、とっとり電子申請サービス、ファクシミリ、郵送で受け付けます。  
◇申請書類 ①交付申請書 ②飲食営業等許可証の写し ③口座振込依頼書  
ファクシミリで申請される場合は、後日、上記書類の原本を以下の住所にご郵送ください。

### ■とっとり電子サービス・申請書類のダウンロード先URL

<https://www.pref.tottori.lg.jp/291280.htm>

※パソコン、スマートフォンご利用の方は  
「食のみやこ鳥取県」で検索してください。

### ■ファクシミリ：0857-26-8077

### ■郵送先：〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地

鳥取県食のみやこ推進課内 頑張ろう鳥取県緊急支援センター

なお、ご相談や申請書の提出は、最寄りの総合事務所でも受け付けております。



### 【問合せ先】

頑張ろう鳥取県緊急支援センター（鳥取県食のみやこ推進課）

電話 0857-26-7985、0857-26-7986

ファクシミリ 0857-26-8077

メールアドレス [syoku-support@pref.tottori.lg.jp](mailto:syoku-support@pref.tottori.lg.jp)

又は、鳥取県中部総合事務所（地域振興局内） 電話 0858-23-3985

鳥取県西部総合事務所（地域振興局内） 電話 0859-31-9637

日野振興センター 電話 0859-72-2085